

② I 第9 粉末消火設備

第9 粉末消火設備（令第18条）

9.1 設置を要する防火対象物（4.1(1)参照）

9.2 設置の制限（移動式が設置できる場合を除く。）（指導）

自走式駐車場の内駐車用の用に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満のもので、次に適合するもの。

- (1) 一の防護区画の床面積が500㎡以下であること。
- (2) 防護区画ごとに、2以上の避難口を設け、有効に二方向避難を確保したものであること。
- (3) 防護区画の各部分から一の避難口までの歩行距離が20m以下であること。

9.3 防護区画の構造等

7.4の例によること。ただし、開口部についての注1の規定は適用しない。

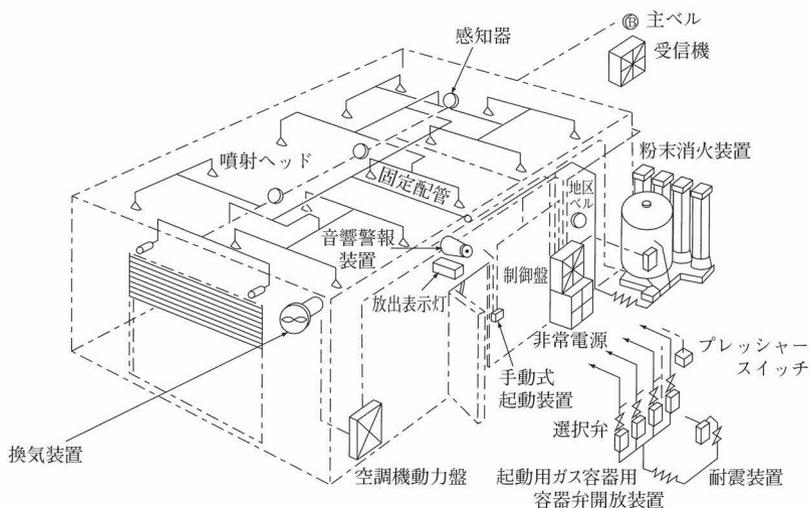
9.4 安全対策

8.5によること。

9.5 非常電源（⑤ I 第1参照）

9.6 電気配線（⑤ I 第2参照）

9.7 粉末消火設備構成例図



9.7 図1